

令和 2 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 27 日

担当部・課：財務部行政経営課〔内線 5212〕

復興政策部 ICT 総合推進室〔内線 4255〕

総務部総務課〔内線 4032〕

| |
|--|
| ① 件名 |
| 行政手続に関する押印、書面規制等の見直しについて |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】</p> <p>行政手続については、これまで書面や対面による申請等を前提とし、法令等の根拠が明確でないものについても、慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として「押印」を求めてきた。</p> <p>しかし、行政手続の簡素化により市民負担の軽減や利便性の向上が図られることから、令和 2 年 7 月 7 日付で総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、行政手続の見直しによる住民サービス向上への取組が求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>市の各種行政手続における慣例的な押印（認印）、書面規制等の見直しを行うことにより、行政手続の簡素化による市民負担の軽減や利便性の向上を図る。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕：無】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>令和 2 年 7 月 総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知</p> <p>1 1 月 庁内における市に提出される申請書等の照会</p> <p>1 2 月 内閣府において「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>個人及び事業者が行う行政手続において、利便性の向上と簡素化のため、氏名欄の認印（<u>個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの</u>）の押印等の見直し指針を策定する。</p> <p>1 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針について</p> <p>(1) 国・県の法令等に基づき実施する行政手続等への対応</p> <p>今回の見直し指針の対象とはせず、国や県等から指示される通知等に基づき対応する。</p> <p>(2) 本市で独自に見直し可能な行政手続への対応</p> <p>次の対応種別に基づき対応する。</p> <p>ア 押印が必要なもの</p> <p>イ 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）</p> <p>ウ 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名で良いもの）</p> <p>2 見直しの時期</p> <p>1 の(1)については、国や県等からの通知等に基づき遺漏なく対応</p> <p>1 の(2)については、<u>例規等の改正が伴わない場合は</u>、令和 3 年 3 月末を期限に可能なものから早急に見直しを実施する。</p> <p><u>様式の簡素化を含む例規等の改正が伴う場合は</u>、令和 3 年 7 月末を期限に各担当課等において、例規等の改正を行うとともに、見直しを実施する。</p> <p>なお、例規等の改正までの間、既存の様式のまま押印を求めない運用を行うものとする。</p> |

[参考]

・市に提出される申請書等の内訳（令和2年12月各課回答内容）

| 区 分 | | 件数 | 割合 |
|-----|-------------------|---------|----------|
| 1 | 押印有 | 2,369 | 89.09% |
| | ①市独自の判断で見直しが可能なもの | (2,132) | (80.18%) |
| | ア市の例規等に定めのあるもの | (1,637) | (61.56%) |
| | イ法令や例規等に定めのないもの | (495) | (18.62%) |
| | ②国・県の法令等に定めのあるもの | (237) | (8.91%) |
| 2 | 押印無 | 290 | 10.91% |
| 合 計 | | 2,659 | 100.00% |

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

行政手続における慣例的な押印（認印）、書面規制等の見直しを行うことにより、行政手続の簡素化による市民負担の軽減や利便性の向上が図られる。

また、押印の見直しを進めることにより、行政手続のデジタル化に向けた障害の軽減に繋がり、各種行政手続のデジタル化に向けた推進環境が整備できる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の下記の市で、令和2年度内での見直し予定
仙台市、塩釜市、岩沼市、栗原市、大崎市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年1月 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針の策定
2月 押印等の見直しについて庁内へ通知
(随時対応) 各部署において、様式及び規則等を改正
5月 押印等の見直し状況について庁内照会

⑨ その他